

富士市文化財保存活用地域計画策定協議会開催要領

(趣旨)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の9の規定に基づき、富士市文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)を策定するにあたり、外部の視点からの意見又は助言を求め、富士市文化財保存活用地域計画策定協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言をを求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 文化財の所有者
- (2) 学識経験者
- (3) 商工に係る団体の推薦を受けたもの
- (4) 観光に係る団体の推薦を受けたもの
- (5) 富士市の文化財担当部局やまちづくり、観光、教育等関係部局の担当職員
- (6) 静岡県の文化財担当部局や関係部局の担当職員
- (7) 公募市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 前項の場合において、教育委員会は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育委員会は、協議会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、2年間を目途とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和2年7月6日から施行する。